

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年5月22日第22回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・花野進
鳥居幸洋・石堂季男・鮫島安平・中崎和行
東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

杉浦重喜・上妻廣美

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第22回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座らせていただきます。

本日は、5番委員、6番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は12名中10名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、7番花野委員、9番鳥居委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転、4件、筆数4筆、面積19,436㎡、畑19,436㎡。貸借権1件、筆数3筆、面積10,586㎡、畑10,586㎡。計、件数5件、筆数7筆、面積30,022㎡、畑30,022㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る5月15日、借人、〇〇〇〇 〇〇担当の〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を行いました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-38、地目畑、面積2,415㎡。同字、地番〇〇〇〇-39、地目畑、面積4,027㎡。同字、番地〇〇〇〇-40、地目畑、面積4,144㎡です。貸人、住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地53、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営拡張となっております。貸借の内容については、貸借料が年間10a当たり1万円、貸借期間は5年間の解除条件付貸借権の設定となっております。場所については、国道の〇〇バス停の1つ手前の13番線をあがりますと、〇〇の広域農道に突き当たります。その十文字をさらに200mほど行った左手の畑であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の14番委員濱脇が説明します。

(14番委員)議案第1号順位2について説明いたします。去る5月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積1,666㎡の内の持分3分の2です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。申請理由は譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、町道の〇〇〇・〇〇線を〇〇〇集落内から〇〇方面へ300m程下った所の左側の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を、宜しく願います。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、担当調査委員の14番委員濱脇が説明します。

(14番委員)議案第1号順位3について説明いたします。去る5月12日、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,810㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、順位2で説明した畑の東隣の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障は

ないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第1号順位4について説明いたします。去る5月12日に、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇〇〇〇-5、地目畑、面積8,292㎡です。譲渡人、住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇105、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、順位2・3の畑の南側に農道がありまして、それを200m程先の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位5について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第1号順位5について説明いたします。去る5月12日に、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇〇〇〇-6、地目畑、面積7,668㎡です。譲渡人、住所 〇〇〇〇町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、木下一徳さん。申請理由は譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、順位4の畑の東側200m程の場所です。〇〇〇〇さんの自宅の

西側に自作地のキビ畑があり、その西隣となっております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。これから採決しまます。議案第1号順位1から順位5については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めまます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件、貸借権1件については、許可することに決定しまました。

次に日程第4、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題としまます。本案について、事務局の説明をお願ひしまます。

(事務局)はい、事務局です。資料の4頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたしまます。件数1件、筆数1筆、変更面積5,009㎡、契約年数5年の合意解約であります。詳細については5頁、6頁に添付してあります。ご審議の程、宜しくお願ひいたしまます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。これから採決しまます。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めまます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しまました。

次に日程第5、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題としまます。本案について、事務局の説明をお願ひしまます。

(事務局)はい、事務局です。資料の7頁をお開き下さい。承認第2号、

農用地利用集積計画について説明いたします。令和元年5月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転2件，筆数2筆，賃貸借権1件，筆数3筆，面積15,641㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については，8頁から12頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程，宜しく申し上げます。

(議長)ここで，農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により，〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員の退席)

(議長)これから所有権移転順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。所有権移転順位1については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。

(〇〇委員の入室)

(議長)これから所有権移転順位2から賃貸借権順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。所有権移転順位2から賃貸借権順位1については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は，承認することに決定しました。

これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第22回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 元年 月 日

議事録署名者

議事録署名者